

飲食店テイクアウト料理の導入・利用促進支援について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、市内の飲食サービス事業者にも大きな打撃となっています。

こうした中、感染拡大防止対策として「新しい生活様式」に対応したテイクアウト料理の注文システムを新たに導入する事業者に経費の補助を行います。

2 事業実施主体

西協商工会議所（西脇市と連携して事業企画しています。）

3 実施期間

令和3年4月1日～12月31日 **令和4年2月15日（火）**

※期間中であっても予算消化した場合は終了します。

4 実施内容

市内に店舗を有し、感染予防対策「ひょうごスタイル」を実践している飲食店で、次のシステムを新規に導入した事業者に対して、事業実施に必要な経費を補助します。

- ① PayPayピックアップ（スマートフォンアプリPayPay内のテイクアウト機能）
- ② その他テイクアウト料理の注文システム（例：いなか出前亭の登録など）

5 補助対象経費

- ・注文システム導入に必要な機器購入費（注文受付タブレット・スマホ等）
- ・システム利用料（登録料・使用料等） ※使用料等の維持経費は最長6月分まで
- ・その他システム導入及び運用に必要な経費

6 補助金額

1事業者あたり 上限5万円

※上記5の補助対象要件を満たせば、県「第2期がんばるお店・お宿応援事業」との併用が可能です。

- 併用可能な例) 18万円のタブレットを購入の場合
- ・がんばるお店・お宿応援事業 ⇒10万円分を申請
 - ・当補助金 ⇒5万円分を申請
- 購入経費が補助額合計15万円を上回るため。

- 併用不可な例) 10万円のタブレットを購入
- ・がんばるお店・お宿応援事業 ⇒10万円分を申請
 - ・当補助金 ⇒5万円分を申請
- × 補助金合計15万円が購入経費を下回るため。

7 申請方法

別紙「補助金交付申請書兼請求書」を次の添付書類とともに提出してください。

- ・補助金請求に係る領収書等の写し
- ・振込口座の通帳の写し

申込先：西協商工会議所 担当：藤原良

TEL 0795-22-3901 Fax 0795-22-8739 Eメール r_fujiwara@hesocci.or.jp
〒677-0015 西協市西脇 990

8 留意事項

- ① 補助額は実費となります。ただし、補助額を超えた経費は事業者の負担となります。
- ② 店舗において既に実施しているサービス等は、経費助成の対象となりません。
- ③ 市内で複数店舗を開業している場合も参加は1事業者として取り扱います。
- ④ 新規導入事業者は、市広報や市ホームページなどにも掲載します。
- ⑤ 申請書類の内容を確認し、指定口座への振込は、受付後約1週間を予定しています。
- ⑥ 不適正な利用が発覚した事業者には、経費補助額を振込できない、または全額を返金いただきます。

9 問合せ

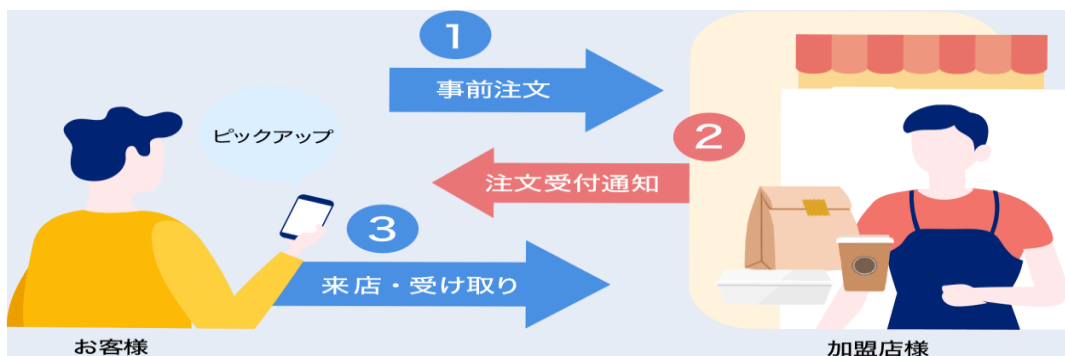
西協商工会議所 担当：藤原良 TEL 0795-22-3901 Fax 0795-22-8739

※西協市商工観光課（TEL 0795-22-3111）でも問合せに対応しています。

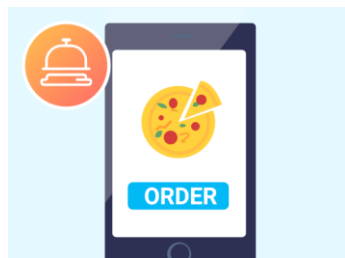
<参考>

◎「PayPay ピックアップ」について

アプリ（paypay）で事前に注文して、店舗ですぐに受け取りができるサービスです。



■ 注文から商品受け渡しまでの流れ



注文を受け付ける

- ・お客様が PayPay アプリで注文する。



商品を用意する

- ・注文が入ると通知音とアプリのプッシュ通知が届きます。
 - ・注文を承諾して商品を調理します。
- ※注文依頼から15分以内に承諾しないと自動キャンセルになります。



店舗で受け渡し

- ・商品が出来上がったら準備完了の通知をお客様に送信する。
 - ・来店したお客様に商品を受け渡す。
- ※万一お客様が来店されない場合、所定時間経過で売上に計上されます。